

令和8年度の組合事業のあらまし

給付の種類		給付の条件	法定給付(法律で定められた給付)	付加給付(組合独自の給付)	自己負担限度額など																				
保 険 給 付	療養の給付 家族療養費	業務外の病気やけがについては、保険医療機関に被保険者証を提示して診療がうけられます。	被保険者・被扶養者 7割給付 (3割自己負担) (義務教育就学前及び70~74歳を除く) 義務教育就学前の被扶養者 8割給付 (2割自己負担) 70~74歳の方... 8割または7割給付 (*2割または3割自己負担)	①一部負担還元金 ②家族療養費付加金 ③訪問看護療養費付加金 ④家族訪問看護療養費付加金	■70歳以上75歳未満の自己負担限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>外来(個人ごと)</th> <th>世帯ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並みⅢ</td> <td colspan="2">252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円)</td> </tr> <tr> <td>現役並みⅡ</td> <td colspan="2">167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円)</td> </tr> <tr> <td>現役並みⅠ</td> <td colspan="2">80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>18,000円 (年間上限144,000円)</td> <td>57,600円 (44,400円)</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ*1</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ*2</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※直近12ヶ月間に3ヶ月以上高額療養費に該当した場合、4ヶ月目以降は多数該当として、〔 〕内の額に自己負担限度額が引き下げられます。 *1 70歳以上で世帯全員が市町村民税非課税の人など *2 70歳以上で世帯全員が市町村民税非課税で所得が一定基準(年収80万円以下など)を満たす人など</p>		外来(個人ごと)	世帯ごと	現役並みⅢ	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円)		現役並みⅡ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円)		現役並みⅠ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)		一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (44,400円)	低所得者Ⅱ*1	8,000円	24,600円	低所得者Ⅰ*2	15,000円
		外来(個人ごと)	世帯ごと																						
	現役並みⅢ	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円)																							
	現役並みⅡ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円)																							
	現役並みⅠ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)																							
	一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (44,400円)																						
	低所得者Ⅱ*1	8,000円	24,600円																						
	低所得者Ⅰ*2		15,000円																						
保険外併用	健康保険が適用されない療養を受ける場合でも、一定の条件を満たした「評価療養」、「患者申出療養」及び「選定療養」であれば、保険が適用される部分は一般の保険診療と同様に扱われます。	上記と同じ (一般的な治療に係る部分について)	①~④とも自己負担額から20,000円を控除した額(1ヶ月1件ごと100円未満切捨て、500円未満不支給)																						
訪問看護療養費	在宅患者が訪問診療や訪問看護・介護を受けたとき。	上記と同じ	⑤合算高額療養費付加金 合算自己負担額から本人・家族1件につきそれぞれ20,000円を控除した額(100円未満切捨て、500円未満不支給)																						
療養費	①保険診療がうけられなかったことがやむを得ないと認められたとき。 ②保険医療機関外の病院、診療所にかかって保険者がそれをやむを得ないと認めたとき。 ③海外で診察を受けたとき。	上記の保険診療の範囲内の費用。																							
高額療養費	1ヶ月の自己負担金が自己負担限度額を超えるとき。但し①同一世帯で21,000円以上の負担が2件以上あるときは、それらを合算した額が算定基準を超えたとき。 ②長期疾患の場合は10,000円を超えるとき。但し、人工透析を要する70歳未満の患者で所得区分が「ア」・「イ」に該当する場合は自己負担額が20,000円になります。	自己負担限度額を超えた額。但し、直近12ヶ月間に3ヶ月以上高額療養費に該当した場合、4ヶ月目以降は多数該当として自己負担限度額が軽減されます。																							
高額介護合算療養費	同一世帯内に介護保険受給者がいる場合、1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担の合計額(高額療養費や付加金などが支給されている場合には、それを差し引いた額)が、次の限度額を超えるとき。	自己負担限度額を超えた額について、医療保険と介護保険の負担割合に応じ、医療保険分について支給。																							
入院時食事療養費	入院時に食事サービスをうけたとき。	健保の負担額 1食あたり180円																							
移送費	①~③のいずれにも該当したとき。 ①移送の目的である療養が保険診療として適切であること。 ②療養の原因である病気やけがにより移動困難であること。 ③緊急その他やむを得ないこと。	認められた区間、方法などの額																							

		給付の種類	給付の条件	法定給付(法律で定められた給付)	付加給付(組合独自の給付)	資格喪失後の給付(法定給付のみ)
保 険 給 付	病気・けがのとき	傷病手当金	病気・けがで労務不能となり療養のため会社を休み、給料の支払いをうけていないとき。支給期間は支給開始日から通算して1年6ヶ月間。(給料の支払いをうけても、傷病手当金よりも少ないときはその差額が支給される)	休業4日目から1日につき直近12ヶ月間の標準報酬月額平均額の 1/30の2/3相当額	標準報酬日額の 15%	資格がなくなる前に、引き続き1年以上被保険者であった者が、退職するとき傷病手当金をうけていたか、またはうけられる状態にあるとき、残りの期間はうけられる。(60歳以上で老齢厚生年金の支給を受けており、傷病手当金より年金受給額が少ないときはその差額が支給される)
	出産したとき	出産手当金	分べんの日(分べんの日が分べんの予定日後であるときは分べんの予定日)以前42日(多胎妊娠の場合98日)から産後56日の範囲内で会社を休んでその間給料の支払いをうけないとき。(給料の支払いをうけても、出産手当金よりも少ないときは差額が支給される)	休業1日につき直近12ヶ月間の標準報酬月額平均額の 1/30の2/3相当額	標準報酬日額の 20%	資格がなくなる前に、引き続き1年以上被保険者であった者が、退職するとき出産手当金の一部を既にうけている場合、またはうけられる状態にあるとき、残りの期間についてもうけられる。また退職後6ヶ月以内に分べんした場合は、出産育児一時金がうけられる。
		出産育児一時金 家族出産育児一時金	妊娠4ヶ月(85日)以上で分べんしたとき。(生産・死産・流産の別を問わない)	注) 1児につき 500,000円	1児につき 150,000円	
	死亡したとき	埋葬料(費) 家族埋葬料	被保険者が死亡して生計を維持されていた者が埋葬を行ったとき…(埋葬料) 被保険者が死亡して生計関係のない者が埋葬を行ったとき…(埋葬費) 被保険者の被扶養者が死亡したとき…(家族埋葬料)	埋葬料(費)及び家族埋葬料は いずれも一律 50,000円	本人 標準報酬月額 100% (最低 100,000円) *埋葬費については埋葬料の範囲内で埋葬に要した費用の実費を支給 家族 100,000円	被保険者であった者が、資格喪失後3ヶ月以内の死亡、継続給付受給中の死亡、保険給付をうけなくなってから3ヶ月以内の死亡の場合にはうけられる。

注) 産科医療補償制度に加入する医療機関などの医学的管理の下で出産(死産を含み、妊娠22週以降のものに限る)した場合、妊娠22週未満の出産の場合や、産科医療補償制度に加入していない医療機関などで出産した場合は488,000円。

		種 目	実施時期	対象者及び事業内容
宣 伝	保健指導	機 関 紙 発 行	年間3回	機関紙「けんぼニュース」を被保険者へ配布。
		パンフレットの配布		保養所案内、保健指導パンフレットなどを必要に応じて被保険者へ配布。
		そ の 他		事業所説明会、共同保健指導宣伝、電話健康相談など行う。
保 健 事 業	保健事業	直 営 保 養 所		熱海保養所 静岡県熱海市西山町6-26(定員 84名) 湯浅曾保養所 群馬県利根郡みなかみ町湯浅曾147-1(定員 40名)
		山中湖畔ログハウス		山梨県南都留郡山中湖村山中字藪木203-7(山梨中央銀行 山中湖支店の隣) スベンサーロッジ(定員 8名) スーザンハウス(定員 10名)
		大宮けんぼグラウンド		埼玉県さいたま市西区ニツ宮113-1 野球場(2面) サッカー場(2面) テニスコート(6面)
		提 携 施 設		・Club Off One「全国のホテル・旅館、スポーツ施設など」 ・ラフォーレ倶楽部「マリオットホテル・ラフォーレホテルなど」 ・藤田観光WHGホテルズ「ワシントンホテル・ホテルグレイスリー」
		直 営 診 療 所		東京都中央区日本橋茅場町3-1-2 東証健保会館 診療科目 内科、耳鼻咽喉科、心療内科、眼科、整形外科、神経科、皮膚科、歯科

対象施設	健康診査名称ほか	対象者	内容	実施時期	申込み方法	費用及び負担金	再・精密検査の取扱い(備考)	
周辺胃検診委託施設 健保会館及び 健保会館並び に	健康診査 (定健)	【A健診】 推奨年齢：34歳以下 (30歳を除く) 【B健診】 推奨年齢：30歳及び35歳以上 (ただし、35歳及び40歳以上は変更不可) 【S健診】 指定年齢：40・43・45・48・ 50歳・50歳以降も同間隔	身長・体重・BMI・胸部エックス線検査・腹部・血圧・ 尿検査・視力・聴力・問診 A健診検査項目+心電図・血液検査(肝炎ウイルス検査) B健診検査項目+腹部超音波検査・眼底検査	5月～ 翌年3月上旬	事業所で希望者を取りまとめ健康管理課に申込み	事業所が2,000円負担 事業所が4,000円負担 事業所が5,000円負担 2,000円負担 無 料	健保全額負担 (聴力・視力・眼底検査につ いては保険診療) ※[B健診][S健診]受診者には、日 を改めて健診結果の個別説明 (保健指導)を実施 ※外部の医療機関で再・精密検査 を受ける場合は、保険診療	
	上部消化管(胃)検診	35歳以上の被保険者	レントゲン撮影または内視鏡検査					
	大腸がん検診	35歳以上の被保険者	便潜血反応2日法(健康診査と同時実施)					
	婦人科検診 (乳がん・子宮がん)	委託医療機関及びその他の医療機関(助成金対応)の制度を利用						
	PSA検査 (前立腺がん)	50歳以上の男性希望者 (同日健診受診者に限る)	血液検査		5月～ 翌年3月上旬	事業所で希望者を取りまとめ健康管理課に申込み	1,500円負担	保険診療
	予防接種	被保険者	インフルエンザ		10・11月	「健康保険の加入資格が確認できるもの」を持参し、直接来所	当日1,000円負担 ※1回のみ接種となります	詳細は別途事業所宛通知、けんぽ ニュース、ホームページでお知らせ
	健康診査 (定健)	【A健診】 推奨年齢：34歳以下 (30歳を除く) 【B健診】 推奨年齢：30歳及び35歳以上 (ただし、35歳及び40歳以上は変更不可) 【S健診】 指定年齢：40・43・45・48・ 50歳・50歳以降も同間隔	身長・体重・BMI・胸部エックス線検査・腹部・血圧・ 尿検査・視力・聴力・問診 A健診検査項目+心電図・血液検査(肝炎ウイルス検査) B健診検査項目+腹部超音波検査・眼底検査	身長・体重・BMI・胸部エックス線検査・腹部・血圧・ 尿検査・視力・聴力・問診 A健診検査項目+心電図・血液検査(肝炎ウイルス検査) B健診検査項目+腹部超音波検査・眼底検査	通年	事業所で希望者を取りまとめ該当施設に申込み	事業所が2,000円負担 事業所が4,000円負担 事業所が5,000円負担 2,000円負担 無 料 助成金額(7,000円)を超えた費用に ついて医療機関で精算	再検査についても契約し ている委託医療機関につ いては健保全額負担。そ の他の医療機関では保険 診療
東振協での予防接種	予防接種	被保険者	インフルエンザ	10月～ 翌年3月	東振協と契約のある医療機関に事前予約し、東振協HPより利用券を出力し接種	助成金額(1回のみ2,000円)を超 えた費用について医療機関で精算	助成金申請は不要	
その他の医療機関 (助成金対応)	健康診査 (定健)	【A健診】 推奨年齢：34歳以下 (30歳を除く) 【B健診】 推奨年齢：30歳及び35歳以上 (ただし、35歳及び40歳以上は変更不可) 【S健診】 指定年齢：40・43・45・48・ 50歳・50歳以降も同間隔	労働安全衛生規則第44条の法定健診項目を満たしているもの 労働安全衛生規則第44条の法定健診項目を満たしているもの+腹部超音波検査・眼底検査	通年	事業所が選定した医療機関で受診後、健康管理課に助成金申請を行う	健診料金から2,000円を控除し3,000円 を限度に事業所に支給 健診料金から4,000円を控除し6,000円 を限度に事業所に支給 健診料金から5,000円を控除し10,000円 を限度に事業所に支給	保険診療	
	上部消化管(胃)検診	35歳以上の被保険者	レントゲン撮影または内視鏡検査		受診後、健康管理課に助成金申請を行う	申請者に7,000円を限度に支給		
	婦人科検診 (乳がん・子宮がん)	20歳以上の被保険者	乳がん検診(超音波検査・乳房エックス線検査など)、 子宮がん検診(細胞診・内診・超音波検査など) ※複数受診しても可(ただし共に腫瘍マーカー検査を除く)		受診後、健康管理課に助成金申請を行う	申請者に7,000円を限度に支給		
	予防接種	被保険者	インフルエンザ	秋	接種後、健康管理課に助成金申請を行う	接種者に対し1回のみ2,000円を限度に 支給		
委託検査機関	大腸がん郵便検診	健保会館及び委託医療機関で健康診査を受診することができない35歳以上の被保険者	便潜血反応2日法	10月	事業所の申し出により実施	無 料	保険診療	
人間ドック 委託契約施設	日帰り 人間ドック 短期(1泊2日) 人間ドック	事業所指定もしくは健保会館検診場での健康診査を利用しない40歳以上の被保険者	身長・体重・問診・面接・胸部エックス線検査・血圧・ 心電図・尿検査・血液検査・胃部エックス線(内視鏡) 検査・超音波検査など	通年	希望者が利用希望施設に予約して受診(任意継続の場合は健康管理課へ事前申請が必要) ※事業所への連絡が必要	契約料金の50%相当額。ただし、組合負担50%が上限金額(短期及び日帰り25,000円)を超えない範囲	保険診療	
委託事業者	歯科健診	被保険者	一般歯科健診	通年	(株) 歯科健診センターのホームページより歯科医院を選択して予約	無 料	保険診療	
	喫煙対策事業	被保険者30名	オンライン禁煙外来プログラム (オンライン診療と禁煙補助薬による禁煙プログラム)	5月～	事業所宛て通知文書及びホームページにて事業概要・申込方法を周知のうえ、専用アプリにて先着申込	3,000円負担		
健保会館	健康相談	被保険者	一般健康相談、メンタル、健康診査、人間ドックほか健診後の健康相談など	開館日 9:00～17:00 一年中 24時間可能	健保会館5階健康管理課へお越しいただくか、保健師(03-3666-8712)へお電話ください			
法研	電話健康相談	被保険者			専用のフリーダイヤル(0120-921-422)へお電話ください			
健康保険組合連合会 東京連合会	女性の健康・育児 相談窓口事業	被保険者	産婦人科及び小児科に関する相談窓口の設置①いつでも相談(Web専用フォーム) ②夜間相談(LINEメッセージ、LINE音声通話、LINEビデオ通話、電話)	4月～ 翌年3月	LINE及びWebサイトからの会員登録	無 料	事業所宛に送付している 実施案内・チラシを参照	
特定健診・ 特定保健指導	特定健診	40歳以上の被保険者	問診・身長・体重・BMI・腹部・尿検査・血圧・血液検査		労働安全衛生法に基づく事業主健診を受診し、条件を満たした場合、特定健診を受診したことになる			
	特定保健指導	40歳以上の特定健診受診者で、特定保健指導該当者	「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」	通年	動機付け支援及び積極的支援対象者に健康管理課から送付される案内により申込み	無 料		

P4の注意事項をご確認ください。

対象施設	健康診査名称ほか	対象者	内容	実施時期	申込み方法	費用及び負担金	再・精密検査の取扱い(備考)
周辺胃検診委託施設 健保会館及び 健保会館	家族健診	18歳以上の被扶養者	本人B健診検査項目と同様(肝炎ウイルス検査)	5月～ 翌年3月上旬	事前に健康管理課へ申込み	当日2,000円負担	健保全額負担 (聴力・視力・眼底検査に ついては保険診療) ※家族健診受診者には日を改めて健診 結果の個別説明(保健指導)を実施 ※一部保険診療もしくは、有料となる検 査もあります
	上部消化管(胃)検診	35歳以上の被扶養者	レントゲン撮影または内視鏡検査			当日2,000円負担	
	大腸がん検診	35歳以上の被扶養者	便潜血反応2日法(健康診査と同時実施)			無料	
	婦人科検診 (乳がん・子宮がん)	委託医療機関及びその他の医療機関(助成金対応)の制度を利用					
	予防接種	接種日現在で 16歳以上の被扶養者	インフルエンザ	10・11月	「健康保険の加入資格が確認できるもの」を持参し、直接来所	当日1,000円負担	詳細は別途事業所宛通知、けんぽ ニュース、ホームページでお知らせ
委託医療機関	家族健診	18歳以上の被扶養者	本人B健診検査項目と同様(肝炎ウイルス検査)	通年	希望者が利用希望施設に予約	助成金額(7,000円)を超えた費用に ついて医療機関で精算	再検査についても契約して いる委託医療機関につい ては健保全額負担。その 他の医療機関では、保険診療
	上部消化管(胃)検診	35歳以上の被扶養者	レントゲン撮影または内視鏡検査			助成金額(7,000円)を超えた費用に ついて医療機関で精算	
	大腸がん検診	35歳以上の被扶養者	便潜血反応2日法(健康診査と同時実施)			無料	保険診療
	婦人科検診 (乳がん・子宮がん)	20歳以上の被扶養者	乳がん検診(超音波検査・乳房エックス線検査など)、 子宮がん検診(細胞診・内診・超音波検査など) ※複数受診しても可(ただし共に腫瘍マーカー検査を除く)			助成金額(7,000円)を超えた費用に ついて医療機関で精算	
東振協での予防接種	予防接種	被扶養者	インフルエンザ	10月～ 翌年3月	東振協と契約のある医療機関に事前予約 し、東振協HPより利用券を出力し接種	助成金額(1回のみ2,000円)を超えた費用につ いて医療機関で精算 ※13歳未満は2回まで可	助成金申請は不要
その他の医療機関 (助成金対応)	家族健診	18歳以上の被扶養者	問診・身長・体重・BMI・腹囲・胸部レントゲン・ 尿検査・血圧・血液検査など	通年	受診後、健康管理課に助成金申請を 行う	申請者に7,000円を限度に支給	保険診療
	上部消化管(胃)検診	35歳以上の被扶養者	レントゲン撮影または内視鏡検査			申請者に7,000円を限度に支給	
	婦人科検診 (乳がん・子宮がん)	20歳以上の被扶養者	乳がん検診(超音波検査・乳房エックス線検査など)、 子宮がん検診(細胞診・内診・超音波検査など) ※複数受診しても可(ただし共に腫瘍マーカー検査を除く)			申請者に7,000円を限度に支給	
	予防接種	被扶養者(年齢制限なし)	インフルエンザ	秋	接種後、健康管理課に助成金申請を 行う	接種者に対し1回のみ2,000円を限度に被保 険者へ支給 ※13歳未満は2回まで可	
人間ドック 委託契約施設	日帰り 人間ドック	家族健診及び特定健診を利用しな い40歳以上の被扶養者	身長・体重・問診・面談・胸部エックス線検査・血圧・ 心電図・尿検査・血液検査・胃部エックス線(内視鏡) 検査・超音波検査 など	通年	希望者が利用希望施設に予約して受診 (任意継続の場合は健康管理課へ事前 申請が必要) ※事業所への連絡が必要	契約料金の50%相当額。ただし、組合 負担の50%が上限(25,000円)を超え ない範囲	保険診療
委託事業者	歯科健診	被扶養者	一般歯科健診	通年	(株) 歯科健診センターのホームペー ジより歯科医院を選択して予約	無料	保険診療
健保会館	健康相談	被扶養者	一般健康相談、メンタル、健康診査、人間ドックほか 健診後の健康相談など	開館日 9:00～17:00 一年中 24時間可能	健保会館5階健康管理課へお越しいただくか、保健師(03-3666-8712)へお電 話ください		
法研	電話健康相談	被扶養者			専用のフリーダイヤル(0120-921-422)へお電話ください		
健康保険組合連合会 東京連合会	女性の健康・育児 相談窓口事業	被扶養者	産婦人科及び小児科に関する相談窓口の設置(いつでも相談(Web専用フォーム) ②夜間相談(LINEメッセージ、LINE音声通話、LINEビデオ通話、電話)	4月～ 翌年3月	LINE及びWebサイトからの会員登録	無料	事業所宛に送付している 実施案内・チラシを参照
特定健診・ 特定保健指導	特定健診	40歳以上の被扶養者	問診・身長・体重・BMI・腹囲・尿検査・血圧・血液 検査	当組合の家族健診(助成金対応含む)を受診し、条件を満たした場合、特定健診を受診した こととなる			
	特定保健指導	40歳以上の被扶養者で、特定健診 のみの受診希望者		通年	健保連集合契約施設に予約し、受診券 を持参して受診	無料	保険診療
	特定保健指導	40歳以上の特定健診受診者で、特 定保健指導該当者	「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」	通年	動機付け支援及び積極的支援対象者に健 康管理課から送付される案内により申込み	無料	

- * 健康診査と健康診査助成金及び人間ドック、家族健診と家族人間ドック及び特定健診は年度内(4月～翌年3月)に1回限りです。
- * 人間ドックを受診された方は、同一年度内の上部消化管(胃)検診及び大腸がん検診は内容が重複いたしますので利用できません。
- * A健診推奨年齢及びS健診指定年齢の方がB健診を受診することは可能です。
- * 婦人科検診は、乳がん検診及び子宮がん検診を合わせた名称です。
乳がん検診は乳房エックス線検査(マンモグラフィ)または乳房超音波検査の受診が必要です。(40歳以上の方は、2年に1度は乳房エックス線検査が推奨されています)
子宮がん検診は医師採取による子宮頸部細胞診、内診を受診するようにしてください。経膈エコーも助成の対象です。(20歳以上の方は、2年に1度は子宮頸がん検診の受診が推奨されています)